

農家民宿

開業の手引き



あきたびじん

■農家民宿とは

1 都市農山漁村交流(グリーン・ツーリズム)

農山漁村のニーズと都市のニーズとの接点を見つけ出し、農山漁村の多様な地域資源を活かしながら、都市と農山漁村のそれぞれの人々が豊かさやゆとりを実感できるように、互いを理解して楽しみながら交流していく取組が都市農山漁村交流です。

緑豊かな農山漁村において、その自然・文化・人々との交流を楽しみながら休暇を過ごすことが、「グリーン・ツーリズム」として脚光を浴びており、これを受け入れる農山漁村の活動が各地で盛んになっています。

グリーン・ツーリズムを楽しむ拠点となるのが農家民宿(農林漁家民宿)や農家レストラン(農林漁家レストラン)です。この手引書では、このうち宿泊を伴う民宿について解説します。



グリーン・ツーリズムの拠点となる
農家民宿

2 「農家民宿」と「農林漁業体験民宿」

観光地を次々と巡るような旅行と違い、グリーン・ツーリズムを楽しんでもらうためには、農山漁村に宿泊してゆっくりと滞在し、地域の人や自然、文化などとふれあうことが一番です。

このような農山漁村での宿泊を楽しむのにぴったりなのが農林漁業者が経営する「農家民宿」です。民宿については旅館業法や食品衛生法等によってルールが決まっており、農林漁業者が宿泊料金や食事を提供してその料金をいただくことについて、営業許可を得る必要があります。

なお、農村休暇法^{*}では、人を宿泊させて、農林漁業体験や自然体験など、農山漁村ならではの体験やその知識をサービスとして提供する営業を「農林漁業体験民宿業」として定義しています。

本手引書では、このうち、農林漁業者が営む農林漁業体験民宿を「農家民宿」として取り扱います。「農家民宿」は法令等で定まった定義ではありません。

※ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成7年施行)

「農林漁業体験民宿業」の提供サービスの例

農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務

(事例)

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| イ 農作業の体験の指導 | … 田植え、稲刈り体験 |
| ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導 | … 郷土料理づくり体験 |
| ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与 | … 縄ない指導 |
| ニ 農用地その他の農業資源の案内 | … 農業用ため池への案内 |
| ホ 農作業体験施設等を利用させる役務 | … そば打ち体験館の利用 |
| ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん | … 地域の協力農家への紹介 |

3 農家民宿の特徴

農家民宿の開業にあたっては、旅館業法に定める営業許可を取得する必要があります。旅館業法では、「旅館業」として「ホテル営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」、「下宿営業」の4つを定めており、「民宿」という分類はありません。「民宿」は、施設の構造設備の基準等から、「簡易宿所営業」に該当する施設として主に扱われています。

一般の民宿（簡易宿所営業）の場合、客室の延床面積が33㎡以上ないと許可を受けることができないのに対し、農家民宿の場合は客室の延床面積が33㎡未満であっても営業許可取得が可能です。また、食品衛生法などその他の関係法においても、農家民宿に関して全国及び各都道府県独自の規制緩和があります。

簡易宿所営業の許可取得の可否

区分	客室延床面積33㎡未満	客室延床面積33㎡以上
農林漁業者 が開業する場合	○ (規制緩和の特例により許可)	○ (通常の「簡易宿所」 の手續きにより許可)
非農林漁業者 が開業する場合	× (開業不可)	○ (通常の「簡易宿所」 の手續きにより許可)

◇農林漁業者が旅館業法に定める「簡易宿所営業」の許可を取得して農家民宿を開業する場合、規制緩和の特例により客室延床面積が33㎡（約20畳）未満であっても可能となっています。

このように、農家民宿は、都市農山漁村交流の推進を図るため営業許可取得が比較的容易になっており、秋田県においても規制緩和の効果により近年農家民宿の軒数が大幅に増加しています。

また、空き部屋や空き家の活用、素泊まりや自炊方式など、多様な経営スタイルが見られるのも特徴です。

家屋・部屋の活用方法

活用方法	特徴
空き部屋活用	■母屋の空き部屋を客室として利用。 ■開業の初期投資を抑えることが可能で、規制緩和の特例で許可を取得する場合など、このスタイルが増加しています。
別棟活用	■新築、小屋の活用、離れの空き部屋などの活用スタイル。 ■のんびりゆっくりと滞在を楽しみたい、気兼ねなく泊まりたい客層向けです。
空き家活用	■現在空き家になっている家屋を活用。 ■新築に比べ開業に係る投資が少なくすむとともに、地域の空き家問題の解決策の一つとなります。

経営スタイル(食事の提供方式)

経営スタイル	飲食店 営業の許可	特 徴
素泊まり式	× (不要)	■ 食事提供しないため、経営者の負担が軽減されます。 ■ 近隣の食堂や農家レストランがあれば協力体制もとれます。
自炊式	× (不要)	■ 宿泊者が自炊できる施設を用意し、食事は自ら用意してもらいます。 ■ 素泊まり同様経営者の負担は小さいですが、自炊設備の管理が必要です。
料理体験式	× (不要)	■ 宿泊者が経営者から郷土料理等を教えてもらい調理体験する方式です。 ■ この場合、体験指導に係る指導料・材料費等をいただくのは可能です。
一泊朝食付き	○ (必要)	■ 食事は朝食のみを提供する方式。(Bed and Breakfast、B アンド B とも呼ばれています。)
一泊二食付き	○ (必要)	■ 旅館や一般の民宿のように夕食と朝食を提供する方式。 ■ 自家食材や地元食材を使った料理を提供するなど、農家民宿ならではの個性を出すことができます。



空き家を活用した農家民宿(漁家民宿)



農家民宿でピザづくり体験



地元食材をふんだんに使った料理は農家民宿の大きな魅力の一つです。

■農家民宿開業に関する法律等

1 民宿開業に関する法律とその関係

区分	法律の名称	農家民宿との関係
場所	都市計画法 ※農業振興法	■農家民宿の建物が立地できる区域であるかどうかの確認が必要です。
施設 整備	建築基準法	■新築、増改築、又は移転する場合は、建築確認が必要です。 ■住宅の一部を農家民宿として用途変更する場合、規模、避難経路等によっては建築確認が必要です。
	消防法	■一般住宅扱いとなる場合を除き、消防用設備等の設置、防火管理者の選任が必要です。
	水質汚濁防止法	■厨房施設や入浴施設等から公共用水域に水を排出する場合、届出が必要です。
営業	旅館業法	■農家民宿営業(簡易宿所営業)のために、旅館業の営業の許可が必要です。
	食品衛生法	■食事を提供する場合には、飲食店の営業許可が必要です。 ■食品衛生責任者の設置が必要です。 (食品衛生責任者になるためには、定められた講習会を受講しなければならないほか、資格取得後も定期的に研修会を受講しなければなりません。)

※農業振興地域の整備に関する法律(S44)

【旅館業法に関する許認可事務の市町村への「権限移譲」について】

これまで県保健所(各地域振興局福祉環境部)が事務を所管してきた旅館業法に関する許認可事務について、住民がより身近できめ細かい指導が受けられるよう県内市町村への権限移譲が進められています。そのため、権限移譲されている市町村では、旅館業の営業許可に関する手続きは当該市町村の手順に従うことになりますので注意が必要です。

旅館業の営業許可に関する申請先(平成25年3月時点)

管内	権限移譲されている市町村	左記以外の市町村の場合
鹿角	—	大館保健所(北秋田地域振興局大館福祉環境部)
北秋田	大館市、北秋田市	北秋田保健所(北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部)
山本	能代市、八峰町、三種町	能代保健所(山本地域振興局福祉環境部)
秋田	男鹿市	秋田中央保健所(秋田地域振興局福祉環境部) ※秋田市は中核市であり、秋田市保健所で独自に事務処理しています。
由利	—	由利本荘保健所(由利地域振興局福祉環境部)
仙北	大仙市、仙北市、美郷町	—
横手	—	横手保健所(平鹿地域振興局福祉環境部)
雄勝	羽後町、東成瀬村	湯沢保健所(雄勝地域振興局福祉環境部)

(申請・相談窓口に関する一覧は11ページに掲載しています。)

2 農家民宿の開業や営業に関する規制緩和など

関係法	規制緩和・通知など
旅館業法	全 農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合(すなわち農家民宿である場合)に限り、客室延床面積の面積要件(33㎡以上)が撤廃されています。 県 便所は宿泊定員に応じて数が必要ですが、自宅用と共用で構いません。また共同炊事・洗濯場面積の数値基準が撤廃されています。
食品衛生法	全 既存家屋で農家民宿を営業する場合の規制について、条例改正や弾力的な運用をするよう都道府県等の衛生部局に対して厚生労働省の要請が出ています。 県 旅館業法の特例で開業した場合に限り、条件つきで調理室6.6㎡で家庭用と兼用可、調理室内手洗い設備は消毒設備があれば洗浄設備と兼用可など設置基準が緩和されています。
建築基準法	全 住宅の一部を農家民宿として利用し、客室延床面積が33㎡未満であり避難上支障がないと認められた場合は、建築基準法上の「旅館」に該当しないものとして取り扱われます。
消防法	全 管轄する消防長又は消防署長が特例基準に該当すると認めた場合は、「誘導灯」「誘導標識」、「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置は必要ありません。
道路運送法	全 農家民宿が宿泊サービスの一環として行う無料送迎は許可を必要としません。
旅行業法	全 農家民宿が、宿泊とセットで農林漁業体験サービスを販売・広告する場合は許可を必要としません。
農地法	全 農業生産法人が行う業務として農作業体験施設設置や民宿経営等が認められています。
酒税法	特 農家民宿等が自ら生産した米を原料とした濁酒、果実等を原料とした果実酒を製造する場合、特区内においてのみ最低製造数量(6KL)以下でも免許取得が可能です。 全 農家民宿・レストラン等では、自家製梅酒等の提供が酒類の製造免許なしで可能です。
農村休暇法	全 一般の宿泊施設が地域の農林漁業者等と連携して農林漁業体験サービスを提供する場合も、農林漁業体験民宿業として登録可能です。

適用範囲凡例 **全**:全国 **県**:県独自 **特**:構造改革特区



農家民宿 自然満喫家(由利本荘市)

規制緩和により、母屋の空き部屋を客室として活用することもできます。

規制緩和の特例によって旅館業の営業許可を取得した場合は食品衛生法でも特例が適用できます。ただし、宿泊者に対してのみ食事提供する場合に限られるため、宿泊客以外への食事提供(農家レストランとしての営業など)の場合は、一般食堂と同じ飲食店営業の許可が必要です。



重松の家(秋田市)

3 開業に必要な条件

民宿を開業する場合、生活環境の安全や衛生、提供する食品の安全を確保する必要があることから、旅館業法のほか各種法令に基づく諸条件を満たしていただくことになります。代表的なものは以下のとおりですが、詳細は各関係窓口へご相談下さい。

	法令による条件	主な基準の取り扱い
旅館業法	旅館業法第3条で規定する「旅館業営業許可」を取得する必要があります。	■旅館業法の営業の許可を受けるためには、客室延床面積33㎡以上で、構造設備の基準に適合する必要があります。下記はその一例です。 浴室等………適当な規模の入浴設備、洗面設備を有すること (最寄りの温泉等を利用することも可) 便 所………適当な数の便所を有すること (大便器は小便器を兼ねる。) その他………適当な換気、採光、照明、防湿及び排水設備を有すること ※農家民宿であれば特例で33㎡未満でも開業可能です。
食品衛生法	食事提供する場合、食品衛生法第52条で規定する「飲食店営業許可」を取得する必要があります。 ※素泊、自炊、料理体験(家主と体験者の共同調理)式の場合「飲食店営業許可」不要です。	■飲食店営業許可を受けるためには、営業施設に関する基準に適合する必要があります。下記はその一例です。 調理室………9.9㎡以上の専用のもので家庭用と区別すること 食材・食器の洗浄用シンクと、手洗い専用の設備の2つが必要 など ※旅館業法の特例で開業した場合、調理室6.6㎡以上で可、また洗浄用シンクに手指の消毒設備を設ければ、シンク1つで可能です。(秋田県独自の規制緩和)
建築基準法	建築基準法令に適合する必要があります。	■建築基準法上旅館に含まれるものとして取り扱われる為、「旅館」としての基準に適合する必要があります。下記はその一例です。 防火上主要な間仕切壁………準耐火構造で小屋裏又は天井裏まで達すること 非常用照明装置………居室、階段、通路等に非常用照明装置が必要 ※住宅の一部を農家民宿として利用し、客室延床面積が33㎡未満で、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる場合は、建築基準法上の「旅館」と扱われず、上記基準は適用されません。
消防法	消防法令に適合する必要があります。	■消防法令で旅館に適用される消防用設備等の設置基準に適合する必要があります。 必要な消防用設備等………延床面積や収容人数により異なる ※農村休暇法に定義される農林漁業体験民宿業等であって、消防長等が特例基準に該当すると認めた場合には、「誘導灯」・「誘導標識」、「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置は必要ありません。(農林漁業体験民宿業の全国特例) ※農林漁業体験民宿業として使用する居室面積が50㎡以下、かつ住宅全体の1/2未満の場合は、消防法上の「旅館」と見なされず、一般住宅と同様の扱いとなります。

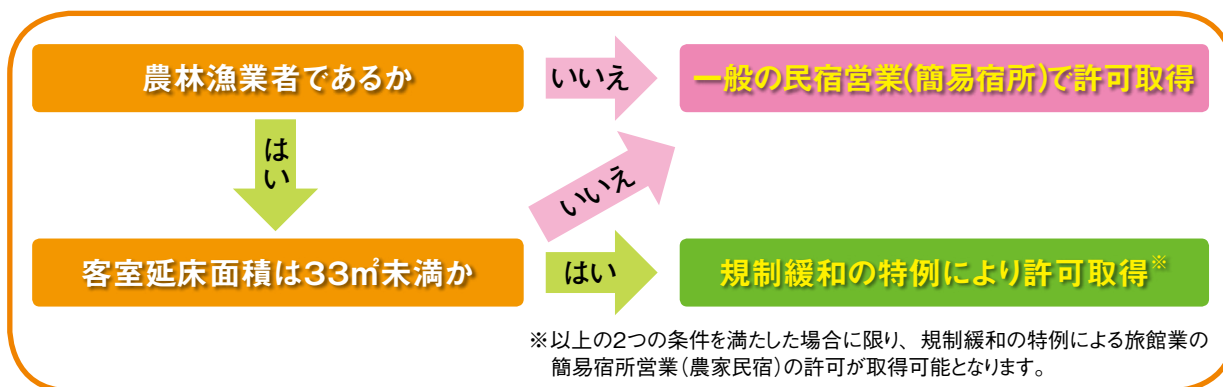
■農家民宿開業の流れ

1 農家民宿を始めるにあたってのポイント

これまで紹介してきたとおり、農家民宿を開業するには各種法律に係る許可や規制緩和による特例など、施設の規模やこういった農家民宿を目指すかによって必要な手続きが異なります。計画段階から次の関係機関へ相談し準備を整えると良いでしょう。

農家民宿を始めたい！

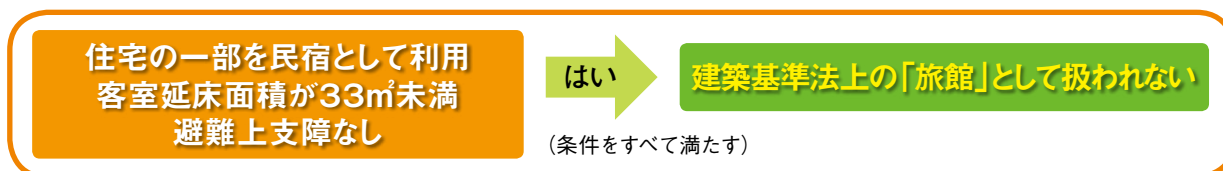
●旅館業法に関すること →【保健所又は権限移譲されている市町村の旅館業担当課】



●食品衛生法に関すること →【保健所】



●建築基準法に関すること →【県地域振興局建設部建築課又は市町村の建築指導担当課】



2 農家民宿開業に係る手続き

農家民宿開業までの基本的な流れは次のようになります。

※ただし、旅館業の営業許可申請手続きが市町村に権限移譲されている場合は、当該市町村により方法が異なりますので、お問い合わせの上ご確認ください。(横手市においては県と市町村の機能合体により、地域振興局農林部農業振興普及課の役割を横手市農業政策課が担います。)

(1) 農家民宿開業に関する事前相談

- NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会
- 地域振興局農林部農業振興普及課
- 秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課

まずは上記関係機関にお問い合わせください。
必要な手続き等、ご相談に応じます。

■「NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会」は、農家民宿・農家レストランなどのグリーン・ツーリズムの取り組みを支援する団体です。農家民宿実践者や行政などの会員から組織されており、具体的な事例を挙げて開業相談に応じています。

■客室延床面積が33㎡未満の場合、「農林漁業者が旅館業法施行令及び施行規則の特例を用いて簡易宿所の営業の許可(農林漁業体験民宿業)申請する際の事前確認に係る取扱要領」(平成23年4月1日 秋田県農林水産部農山村振興課)に基づいて、以下の書類を添付し申請します。

- ①農林漁業者であることを証明する書類(農家台帳の写しなど)
- ②提供できる役務(農林漁業体験メニュー等)を示した資料(メニュー一覧表など)
- ③旅館業経営許可申請書(提出前)の写し

(2) 農林漁業体験民宿業の確認

- 地域振興局農林部農業振興普及課

最寄りの地域振興局農林部農業振興普及課へ申請に必要な条件や書類等を確認します。33㎡未満での旅館業特例による開業の場合は、農業振興普及課へ特例に係る事前確認申請を行い、回答をもらいます。

(4) 建築基準法に関する手続き

- 地域振興局建設部建築課又は市町村役場

確認申請書を提出し、適合する場合は確認済証が交付されます。

(3) 保健所への相談

- 保健所(地域振興局福祉環境部)

建築や改修前に営業に使用する予定施設の平面図(特例の場合は(2)の事前確認回答も)等を持参し、最寄りの保健所と相談してください。

関連手続き
必要な場合のみ

(5) 消防法に関する手続き

- 消防本部、消防署・分署

内容により消防用設備等の設置が必要です。適合する場合は消防法令適合通知書が交付されます。

(6) 旅館業の営業許可申請

- 保健所(地域振興局福祉環境部)

旅館業法に基づく旅館業経営許可申請書と関係書類を提出します。基準等を満たしていれば旅館業経営許可書が交付されます。

申請費用 22,000円

食事を提供する場合は

(7) 飲食店の営業許可申請

- 保健所(地域振興局福祉環境部)

食品衛生法に基づく食品衛生法営業許可申請書を提出します。基準等を満たしていれば、食品衛生法営業許可証が交付されます。

※食品衛生責任者の設置が必要です。

申請費用 16,000円

■安全管理、宿泊者への対応

1 安全・安心への配慮

せっかくの農家民宿も、「安全」「安心」が伴わなければ、その魅力を楽しんでもらう以前の問題です。宿泊業の営業は、お客様の安全を確保することが前提です。訪れるお客様に満足して滞在してもらうためにも、安全・安心への配慮は何よりも重要ですので、次のような基本的事項に注意することが大切です。

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 防 火 | － 初期消火用の消火器、避難経路の表示と通路の確保 |
| 防 災 | － 停電時に備えた懐中電灯、携帯ラジオ、ローソクなどの準備 |
| 食中毒 | － 食品衛生、手洗いの励行、消毒液の設置 |
| 急 患 | － 対応方法、病院との連携 |

また、特に体験活動の実施や児童の受入の際には、一般のお客様に比べよりリスクが高まりますので、事故防止のためにも滞在中の安全と安心には万全を期す必要があります。

教育旅行を受け入れる際など、安全対策について地域で話し合いを行い、より安全・安心な受け入れを心がけることが大切です。



2 農家民宿ならではの「おもてなし」

農家民宿は、ホテルや旅館のような大人数の受入をするわけではありませんので、経営者（農林漁業者）とお客様がお互い顔の見える関係で過ごすことになります。民宿の個性を発揮しながらも、お客様の気持ち・要望をくみ取って接することが大切です。

中にはお話や体験・交流を楽しみにしているお客様もいれば、ただのんびり何もせず過ごしたいというお客様もいます。気ままに過ごすことができるのが農家民宿の魅力の一つです。

また、農家民宿はその地域の文化や生活に触れることのできる場所でもあります。こういった体験メニューを提供できるかも大事な要素ですが、地域の魅力を感じてもらうようなおもてなしを心がけることで、お客様はより満足し、その地域のファンになってくれることでしょう。それが地域の元気にもつながっていくことになります。



農家民宿 三又長右エ門（横手市）

農家民宿では、「おかえりなさい」の笑顔が待っています。

相談窓口

農家民宿の開業等に関する相談・申請窓口は下記のとおりです。

なお、旅館業の経営許可について権限移譲されている市町村によっては、対応が異なるケースもありますので、御確認の上お問い合わせ下さい。

総合案内		窓口	電話	備考
	農家民宿開業に関すること全般	秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課 NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会	018-860-1463 018-829-5895	農家民宿の開業支援を実施

	関連法令・手続き等	窓口	電話	備考
鹿角管内 ・鹿角市 ・小坂町	農家民宿特例に係る事前確認申請	鹿角地域振興局農林部農業振興普及課	0186-23-2123	
	旅館業法(経営許可申請)	北秋田地域振興局大館福祉環境部環境指導課	0186-52-3953	
	食品衛生法(営業許可申請)	北秋田地域振興局大館福祉環境部環境指導課	0186-52-3953	食事提供する場合
	建築基準法(建築確認等)	北秋田地域振興局建設部建築課	0186-63-2531	
	消防法(適合通知書交付申請)	鹿角広域行政組合消防本部	0186-23-5611	または近隣の消防署・分署
北秋田管内 ・大館市 ・北秋田市 ・上小阿仁村	農家民宿特例に係る事前確認申請	北秋田地域振興局農林部農業振興普及課	0186-62-3950	大館市・北秋田市の場合は当該市町村へ要確認
	旅館業法(経営許可申請)	大館市市民部健康推進課(大館市)	0186-42-9055	
		北秋田市市民生活部生活課(北秋田市)	0186-62-1110	
		北秋田地域振興局農業阿仁福祉環境部環境指導課(上小阿仁村)	0186-62-1167	
	食品衛生法(営業許可申請)	北秋田地域振興局大館福祉環境部環境指導課(大館市)	0186-52-3953	食事提供する場合
		北秋田地域振興局農業阿仁福祉環境部環境指導課(北秋田市・上小阿仁村)	0186-62-1167	
	建築基準法(建築確認等)	北秋田地域振興局建設部建築課	0186-63-2531	
	消防法(適合通知書交付申請)	大館市消防本部(大館市)	0186-43-4151	または近隣の消防署・分署
		北秋田市消防本部(北秋田市・上小阿仁村)	0186-62-1119	
山本管内 ・能代市 ・三種町 ・八峰町 ・藤里町	農家民宿特例に係る事前確認申請	山本地域振興局農林部農業振興普及課	0185-52-2161	能代市・八峰町・三種町の場合は当該市町村へ要確認
	旅館業法(経営許可申請)	能代市環境産業部環境衛生課(能代市)	0185-73-5502	
		八峰町町民生活課(八峰町)	0185-76-4614	
		三種町町民生活課(三種町)	0185-85-4824	
		山本地域振興局福祉環境部環境指導課(藤里町)	0185-52-4331	食事提供する場合
	食品衛生法(営業許可申請)	山本地域振興局福祉環境部環境指導課	0185-52-4331	食事提供する場合
	建築基準法(建築確認等)	北秋田地域振興局建設部建築課	0186-63-2531	
	消防法(適合通知書交付申請)	能代山本広域市町村圏組合消防本部	0185-52-3311	または近隣の消防署・分署
秋田管内 ・秋田市 ・男鹿市 ・潟上市 ・井川町 ・八郎潟町 ・五城目町 ・大潟村	農家民宿特例に係る事前確認申請	秋田地域振興局農林部農業振興普及課	018-860-3371	秋田市・男鹿市の場合は当該市町村へ要確認
	旅館業法(経営許可申請)	秋田市保健所衛生検査課(秋田市)	018-883-1181	
		男鹿市生活環境課(男鹿市)	0185-24-9114	
		秋田地域振興局福祉環境部環境指導課(潟上市・井川町・八郎潟町・五城目町・大潟村)	018-855-5173	
	食品衛生法(営業許可申請)	秋田市保健所衛生検査課(秋田市)	018-883-1181	食事提供する場合
		秋田地域振興局福祉環境部環境指導課(男鹿市・潟上市・井川町・八郎潟町・五城目町・大潟村)	018-855-5173	
	建築基準法(建築確認等)	秋田市都市整備部建築指導課(秋田市)	018-866-2153	
		秋田地域振興局建設部建築課(男鹿市・潟上市・井川町・八郎潟町・五城目町・大潟村)	018-860-3491	
	消防法(適合通知書交付申請)	秋田市消防本部(秋田市)	018-823-4247	または近隣の消防署・分署
		男鹿地区消防一部事務組合消防本部(男鹿市・潟上市・旧天王・大潟村)	0185-23-3139	
		湖東地区行政一部事務組合消防本部(潟上市旧飯田川/旧昭和・井川町・八郎潟町)	018-874-2420	
		五城目町消防本部	018-852-2028	
由利管内 ・由利本荘市 ・にかほ市	農家民宿特例に係る事前確認申請	由利地域振興局農林部農業振興普及課	0184-22-7551	
	旅館業法(経営許可申請)	由利地域振興局福祉環境部環境指導課	0184-22-4121	
	食品衛生法(営業許可申請)	由利地域振興局福祉環境部環境指導課	0184-22-4121	食事提供する場合
	建築基準法(建築確認等)	秋田地域振興局建設部建築課	018-860-3491	
	消防法(適合通知書交付申請)	由利本荘市消防本部(由利本荘市)	0184-22-4282	または近隣の消防署・分署
		にかほ市消防本部(にかほ市)	0184-38-2311	
仙北管内 ・大仙市 ・仙北市 ・美郷町	農家民宿特例に係る事前確認申請	仙北地域振興局農林部農業振興普及課	0187-63-6111	当該市町村へ要確認
	旅館業法(経営許可申請)	大仙市市民部環境交通安全課(大仙市)	0187-63-1111	
		仙北市市民生活部環境防災課(仙北市)	0187-43-3308	
		美郷町住民生活課(美郷町)	0187-84-4903	
	食品衛生法(営業許可申請)	仙北地域振興局福祉環境部環境指導課	0187-63-3694	食事提供する場合
	建築基準法(建築確認等)	平鹿地域振興局建設部建築課	0182-32-6207	
	消防法(適合通知書交付申請)	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	0187-63-0150	または近隣の消防署・分署
平鹿管内 ・横手市	農家民宿特例に係る事前確認申請	横手市産業経済部農業政策課	0182-32-2112	
	旅館業法(経営許可申請)	平鹿地域振興局福祉環境部環境指導課	0182-45-6139	
	食品衛生法(営業許可申請)	平鹿地域振興局福祉環境部環境指導課	0182-45-6139	食事提供する場合
	建築基準法(建築確認等)	横手市建設部建築住宅課	0182-35-2224	
	消防法(適合通知書交付申請)	横手市消防本部	0182-32-1111	または近隣の消防署・分署
雄勝管内 ・湯沢市 ・羽後町 ・東成瀬村	農家民宿特例に係る事前確認申請	湯沢地域振興局農林部農業振興普及課	0183-73-5180	羽後町・東成瀬村の場合は当該市町村へ要確認
	旅館業法(経営許可申請)	湯沢地域振興局福祉環境部環境指導課(湯沢市)	0183-73-6157	
		羽後町生活環境課(羽後町)	0183-62-2111	
		東成瀬村民生課(東成瀬村)	0182-47-3404	
	食品衛生法(営業許可申請)	湯沢地域振興局福祉環境部環境指導課	0183-73-6157	食事提供する場合
	建築基準法(建築確認等)	平鹿地域振興局建設部建築課	0182-32-6207	
	消防法(適合通知書交付申請)	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	0183-73-3152	または近隣の消防署・分署

(平成25年3月現在)



発 行 秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課 (平成25年3月発行)

〒010-8572 秋田県秋田市山王3丁目1-1

電 話:018-860-1463 F A X:018-860-3868

協 力 N P O 法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会

〒010-1463 秋田県秋田市上北手荒巻字堺切24-2

電 話:018-829-5895 F A X:018-829-5895



秋田のグリーン・ツーリズム総合情報サイト

美の国秋田・桃源郷をゆく

<http://www.akita-gt.org/>